

## 『説文解字』「許敘」段注についての一考察

——「匈衿陜隘」をめぐる——

田村（大田）加代子

### はじめに

段玉裁『説文解字注』においては、なぜそのような注があらねばならないのか容易には解し難い文言がある。

本稿は、許慎の自序につけられた注「匈衿陜隘」の四字について、段玉裁の思考の過程を跡づけ説明しようとするものである。その際、鍵となるのは、段玉裁の注（以下「段注」）には、『説文解字』（以下『説文』）内部の整合性を図ろうとする動機が働いていると考えられることである。したがって、本稿は、段玉裁の思考様式を、許慎の説解との関係において有機的に明らかにすることを主眼とする。それゆえ、段玉裁の説の是非は論じない。

加えて、本稿においては、いかなる段注も、段玉裁の思考の軌跡とみなして拙けないこととする。

本稿で使用した版本は、一九八一年上海古籍出版社刊、經韻樓藏版の影印本である。字体、文字の異同など、特に断りの無い限りはこの版本に依る（二）。

### 一 問題の所在

『説文』第十五卷、許慎の叙（以下「許敘」）の六書に関する定義と例示の直前の、「保氏教國子、先呂六書」についての段注に、次の様な按語がある（原文は論者が適宜改行した。以下同様）。

【段注句詁】

周禮、保氏教國子六藝。五曰六書。國子者、公卿、大夫之子弟。師氏教之、保氏養之。而世子亦齒焉。

六書者、文字聲音義理之總匯也。

有指事(一)、象形、形聲、會意而字形盡於此矣。

字各有音而聲音盡於此矣。

有轉注、段借而字義盡於此矣。

異字同義曰轉注。

異義同字曰段借。

有轉注而百字可一義也。

有段借而一字可數義也。

字形字音之書、若大史籀著大篆十五篇、殆其一端乎。

字義之書、若爾雅、其取著者也。

趙宋以後言六書者、

匈衿陔隘、不知轉注段借所以包括詁訓之全、

謂六書爲倉頡造字六法、轉注、多不可通。

戴先生曰、

指事、象形、形聲、會意四者、字之體也。

轉注、段借二者、字之用也。

聖人復起、不易斯言矣。

【段注訓詁】(論者が適宜改行した。以下同様。)

『周禮』に、「保氏は國子に六藝を教ふ。五に曰く六書。」とあり。

國子は、公卿、大夫の子弟なり。

師氏、之を教へ、保氏、之を養ふ。

而して世子も亦た焉に齒ぬ。

六書は、文字、聲音、義理の總匯なり。

指事、象形、形聲、會意有りて、字形、此に盡る。

字に各々音有りて、聲音、此に盡る。

轉注、段借有りて、字義、此に盡る。

異字同義を轉注と曰ひ、

異義同字を段借と曰ふ。

轉注有りて、百字、一義たるを可とするなり。

段借有りて、一字、數義たるを可とするなり。

字形字音の書、大史籀の『大篆』十五篇を著すが若きは

殆ど其の一端なるか。

字義の書、『爾雅』が若きは

其の取も著らかなるものなり。

趙宋以後、六書を言ふ者は、匈衿陔隘なれば、

轉注、段借の詁訓を包括する所以の全きを知らず、

六書を謂ひて倉頡の造字六法と爲せば、

轉注を説くも、多くは通ずべからず。

戴先生曰く、

指事、象形、形聲、會意の四者は字の體なり。

轉注、段借の二者は字の用なり。」と。

聖人復た起らば、斯の言を易へざるなり(三)。

論者は、この段注にある「胸衿陜隘」は、宋代以降の六書を論ずる者の学識が狭量であると単に批判しているだけではなく、この四字句をもって「轉注」の何たるかを示しているのではないかと考える。それは恰も梁の武帝に「四聲」とは何かと問われた周捨が、「天子聖哲」と答えたという逸話(四)に似て、言葉の裏に別意をひそませるメタ言語的な趣向なのではないだろうか。いかにもお誂え向きに作られた「天子聖哲」の逸話では、周捨は「四聲」について理屈で説明する代わりに、平声にあたる「天」、上声にあたる「子」、去声にあたる「聖」、入声にあたる「哲」の四字を用いた四字句「天子聖哲」をもって「平上去入」の実体を示そうとしたことになっている。この逸話をヒントとして考えると、段玉裁も「轉注」について理屈で説明するのではなく、「轉注」という概念を端的に示す四字句を注釈という文脈の中で用いつつ、「轉注」を理解していない宋代以降の学者を揶揄した可能性が浮かび上がってくる。段玉裁の考えるところの「轉注」(それが正しいか否かはおくとして)を理解していなければ、何を皮肉られているのかさえ理解できない趣向である。

「胸衿陜隘」の四字句は、表面上は「心が狭いこと」、「学識が乏しいこと」の意として読解されようが、「胸襟狭隘」ではなく「胸衿陜隘」という文字を用いていることに隠された意味があると論者は考える。その揶揄や皮肉の正体は、これら四字の説解をめぐって(或いは説解を「ダシ」にして)段玉裁がどのような注を付しているかを相互に参照し、これら四字の有機的な関係性を探ることによって、初めて見出すことができるのではないだろうか。そのためには、段玉裁の注の流儀(或いは「クセ」)を活用することが必要となる。

これら四字を検討するに際して、ひとつ関門がある。「胸衿陜隘」の三文字目は、本来に「陜」でよいのかどうか、という問題である。いま拙論が底本としている版本では「胸衿陜隘」に作っているが、もとは「胸衿陜隘」(もしくは「胸衿陜隘」)に作っていた可能性がある。この議論を抜きにしては本論は成り立たない。この点については第五節及び第六節で詳しく論じる。

本論では、「胸」、「衿」、「陜」、「隘」それぞれの文字について、説解と段注を照らし合わせながら、この四字

に隠された意味を明らかにしていく(五)。しかし、その前に確認しておくべきことがある。次節で、段玉裁の用字の原則について触れておきたい。

## 二 段玉裁の用字の原則

本論を始めるにあたって、大前提となる段玉裁の用字の原則を確認しておく。段玉裁の注や校勘の用字の原則を把握することが考察の鍵となるからである。

第一に、段玉裁は、『説文』の見出字である小篆と許慎の説解を不可侵な正典と見なしている。そのため、注での用字は、例えば「端」ではなく「耑」、「履」ではなく「履」、「兩」ではなく「兩」、「稱」ではなく「稱」、「假借」ではなく「段借」など、本字本義に忠実である。そして、なぜこのような用字が正しいのかについては、段玉裁本人が注で詳細に述べている。

第二に、段玉裁は、諸本を広汎に猟り、仔細でありかつ時に大胆とも言える校勘を、説解に対し施している。そして、注において、譌字、脱字、衍字などについて言及するにとどまらず、説解そのものに手を加えている場合もある。説解の文字について、(誤りだという根拠を注で示した上で)正したり(文字通り、注で「正す」「改

める」などと言っている)、本来あるべき文字(と段玉裁が考える文字)を加えたり、(本来無かつたはずだと段玉裁が考える)文字を刪つたりし、その根拠も注で述べている。

第一の点について例を挙げると、例えば「耑」について、段玉裁は次の様に注している(六)。

【小篆】【耑】

【説解句読】物初生之題也①。上象生形②、下象根也③。

【説解訓読】物、初めて生ずるの題なり。

上は生ずる形を象り、下は根を象るなり。

【段注句読】

①題、頌也(七)。人體頌爲取上。物之初見即其頌也。

古發端字作此。今則端行而耑廢、乃多用耑爲專矣。

周禮磬氏已下則摩其耑。耑之本義也。

左傳履(八)端於始、假(九)端爲耑也。

②以才屯非字例之。一、地也(十)。山象初生。

③一下則象其根也。多官切。十四部。

【段注訓読】

①題は頌なり。

人體、頌を<sup>ひたい</sup>取も上と爲す。

物の初めて見るるは即ち其の頌なり。

古は「發端」の字、此に作る。

今は則ち「端」行はれて「耑」廢る。

乃ち多く「耑」を用て「專」と爲す。

『周禮』「磬氏」に「已下則ち其の耑を摩ぐ。」とあり。

「耑」の本義なり。

『左傳』に「端を始めに履む」とあり。

「端」を假りて「耑」と爲すなり。

② 「才」、「屯」、「韭」字を以て之に例ぶ。

「一」は地なり。

「山」は初めて生ずるを象るなり。

③ 「一」の下は則ち其の根を象るなり。

多官の切。十四部。

#### 【段注訳】

① 題は額である。

人の身体で額が最も上である。

植物(十)の初めて地上に現れるのが、人体の額にあたる部分である。

古は「發端」の「端」は「耑」字に作っていた。

今は「端」字が用いられるようになり、

「耑」字は廢れてしまった。

そこで、「耑」字を用いる場合、多くは「專」の意である。

『周禮』「考工記」「磬氏」に、「磬氏は磬を作る。(中

略)それより下はその先耑を摩ぐ。」とある。

これが「耑」の本義である。

『左傳』文公元年に、「歩歴の始めは歴術の端首。」とある。

とある。

ここでは「端」字を段借して「耑」義にあてている。

② 「才」、「屯」、「韭」字を以て之に例ぶ。

「一」は地なり。

「山」は初めて生ずるを象るなり。

③ 「一」の下は則ち其の根を象るなり。

多官の切。十四部。

したがって、段注では、「端」字(説解は「直也」。段注に「用爲發耑、耑緒之字。段借也。」(用いて發耑、耑緒の字と爲す。段借なり。)とある)ではなく「耑」字が一貫して用いられる。

次に、第二点の、譌字、脱字、衍字などについての注の流儀を見ておく。

一、説解に加字する場合を例示する。

【㊦】「旬、徧也。」について、段注に、「小徐無也字。

非是。」とある。すなわち、小徐本に「也」字が無いの

は誤りであるとし、説義に直接「也」字を加えている。

確かに小徐本(四部叢刊本『説文解字繫傳』)には「也」字が無い。「A(小篆)、B(説義)也」は説義の定型であるから、「也」字を補うことは難くはない。しかし、段玉裁の校訂は、多く「也」字以外にも及んでいる。二、説解から衍字を削り、同時に、譌字も正している場合を例示する。

【**覘**】「**覘**、論也」について、段注では孔穎達の『毛詩正義』に依拠して、諸本では「譬諭也」と作っていた「譬」字を削った。また、同字の説解の「一日閒見」については、「閒」字を諸本では「聞」に作っているが、段玉裁はそれを「正し」、「聞」と改めた。『爾雅』の「釋言」に「閒は覘なり」とあることを根拠としている。

確かに四部叢刊本『説文解字』及び『説文解字繫傳』では、いずれも「譬諭也」と作っている。また、両本とも「閒」字は「聞」に作っている。

これらに対し、段玉裁は、『毛詩正義』を主たる根拠として「譬」字を削り、『説文』言部の【**譬**】の説解、「譬、論也。」をその証左とする。『毛詩』「大雅」「大明」に「覘天之妹」の句があり、「毛傳」に「覘、磬也。」とあり、その『正義』に、「此覘字、韓詩文作磬。則覘磬義同也。説文云覘諭也。」(此の「覘」字、『韓詩』の文は「磬」

に作る。即ち「覘」「磬」義は同じなり。『説文』に云ふ、「覘は諭なり。」とある。『正義』に引く『説文』は、「覘、論也。」となっているため、段玉裁はこれに従った。

「聞」を「閒」と改めた点については、「覘」と「閒」とが雙聲であることが大きな根拠になっていると考えられる。説解される側の字音(語音)と、説解する側の字音(語音)が「雙聲」もしくは「疊韻」の関係にある場合には、段注では必ずそのことが言及される。「雙聲」である、「疊韻」である、と注することは、すなわち説解される字と説解する字の意味の相関に音が媒介として関わっていることに注意を促すものだからである。

ここまで、段注の流儀について二点見てきたが、より重要なのは、『説文』内部の説解相互の齟齬を解消し、『説文』全体を統一的な矛盾のないものとして再構築しようとしている点である。校勘もそのためにあると言っても過言ではない。許慎の説義や説形を過度に擁護しようとして、牽強付会とも取れる論証を強いられているように読める注も少なくない(十二)。その顕著な例としては、「爲」の説解に対する段注が知られている。

以上を前提とした上で、以下、「匈衿陜隘」について一字ずつ検討していくこととする。

### 三 「匈」字について

「匈」は「胸」の本字である。『説文』に「胸」字はない。『説文』勺部ほうに「匈、膺也。从勺、凶聲。」（匈は膺なり。勺に从ひ、凶の聲。）とあり、段注に「肉部曰、膺、匈也。二篆爲轉注。」（肉部に曰く、「膺は匈なり」。二篆は轉注爲り。）とある。段玉裁はあえて「膺」と轉注関係にある「匈」字を用いることで、轉注の何たるかを暗に示したといえる。

以下、「匈」字の小篆、説解、段注の全文を見ておく。

#### 【小篆】

【説解句読】膺也。从勺、凶聲。

#### 【段注句読】

肉部曰、膺、匈也。二篆爲轉注。

膺、自其外言之、無不當也。

匈、自其内言之、無不容也。故从勺。

#### 【段注訓読】

肉部に曰く、「膺は匈なり」。二篆は轉注爲り。

「膺」は、其の外自り之を言ふ。當らざる無きなり。

「匈」は、其の内自り之を言ふ。容れざる無きなり。

故に勺に从ふ。

#### 【段注訳】

肉部に、「膺は匈である。」と言っている。

「膺」と「匈」の二つの篆文は轉注の関係にある。


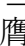
「膺」は「むね」を外側から捉えて言ったものである。


「膺」は身体の表面で全てを受け止める部分である。

「匈」は「むね」を内側から捉えて言ったものである。

「匈」は身体の内部で全てを包容する部分である。

だから、「勺」を義符とするのである。

この段注では、まず「匈」と「膺」の篆文が轉注の関係になつてゐることを指摘する。さらに、同じ「むね」という実体を、外側からとらえると「膺」、内側からとらえると「匈」、この二つの視点から言い分けたものだと言明する。「膺」は外から、「匈」は内から見た言い方、という論法は、「のど」を表す二つの系列の文字群、「項領頸亢胡」と「嚙喉嚙呑咽噎」の別についてのも説明でも用いられている。

「勺」の説解に「裹也。象人曲形、有所包裹。」（裹くつむなり。人の曲がれる形に象り、包裹するところ有るなり。）とあり、「勺」は人が身体を丸く屈めて何かを抱え込んでいる「裹む／包む」義を持つことから「匈」が「むね」を身体の内側から表した文字であると説明すること

を合理化するために、ことさらに注の最後に「故に」勺部に属すと言っていると考えられる。

「膺」は体外の視点から言うので「無不當」となる。ここで段玉裁が「當」の文字を使ったのには必然的な理由がある。「膺」字の段注では、『毛詩』『魯頌』『閼宮』の「戎狄是膺」を引いて、「毛傳」も『爾雅』『釋詁』も、ともに「膺」を「當」と訓じていることに言及している。「當」という訓詁と説解との整合性を図るために、次に引くように「膺」字の注では、ことさらに「當」は「膺」の引申義であると言い、胸で当たるように事に当たることを「膺」というと注しているのである。

「膺」の注で引申義を持ち出す必要があるのは、「毛傳」でも「釋詁」でも「膺、當也」と言っているのに対し、説解で許慎は「膺、匈也」と言っており、両者が合致しないからである。このように、段注は、「毛傳」、「鄭箋」、「爾雅」、「三禮」「鄭注」、「方言」、「釋名」などと許慎の説解が齟齬した場合には、合理的に説明しようとする意を用いている。

この点を確認するために、「膺」字の段注を見ておく。

【小篆】【膺】

【説解句読】匈也。从肉、雍聲。

【段注句読】

勺部曰、匈、膺也。从勺、凶聲。

魯頌、戎狄是膺。釋詁、毛傳曰、膺、當也（十三）。

此引申之義。凡當事以膺、任事以肩。

（※論者注…「肩」は俗字。「肩【肩】」に作るべき。）

【段注訓詁】

勺部に曰く、「匈は膺なり。勺に从ひ、凶の聲」。

「魯頌」に、「戎狄は是れ膺る」とあり。

「釋詁」、「毛傳」に曰く、「膺は當なり」。

此れ引申の義なり。

凡そ事に當るに膺を以てし、

事を任ふになに肩を以てす。

【段注訳】

『説文』勺部に、「匈は膺である。義符は「勺」、音符は「凶」である。」と言っている。

一方、『毛詩』『魯頌』に、「僖公と齊公は義兵を挙げ）北方の戎と狄とに膺あった」とあり、『爾雅』の「釋詁」にも「毛傳」にも、「膺は當である」とある。

これは引申義である。

総じて、事に当たるときには膺むねで当たり、

事を任うときには肩で担うのである。



『説文』には「胸」字（の小篆）は無い。

『玉篇』を見ると、肉部には「胷」字あり、義注に「膺也。亦作胸。」とある。

同じく『玉篇』肉部に「膺」字あり、義注に「胷也。」とある。

同じく『玉篇』勺部に「匈」字あり、義注に「膺也。

匈奴獫狁也。匈匈、沸撓聲。或作胷、胷。」とある。

『玉篇』にも「胸」字は無い。

『廣韻』鍾韻でも「胷」に作り、義注に「膺也。亦作匈、胷。」とある。

『廣韻』蒸韻「膺」の義注に「胷也。親也。」とある。

一方、『廣韻』鍾韻「匈」の義注は「匈奴。」とのみある。『玉篇』では残っていた「膺也」という義注は消えている。

以上より、「匈衿陜隘」の四字句において「むね」を「匈」に作っているのには、『説文』の篆文と説解に依拠するという段注の原則が示されているのと同時に、二篆轉注の何たるかを示す効果もあると言える。

#### 四 「衿」字について

次に、「匈衿陜隘」の「衿」字を「襟／衿」としな

った理由について考察する。まずもって、『説文』の小篆には「襟」字も「衿」字も無い。あるのは「衿【衿】」字のみである。だとすれば、小篆と説解を旨とする段注としてはここですでに結論が出ているはずである。しかし、段玉裁は議論を延々重ねている。段注の議論がやや煩雑なので、要点を簡潔に述べると、許慎が「衿」字の本義を説明して言うところの「交衽」の「衽」は「領（えり）」ではなく「衽（おくみ）」である、というところに着地点がある。このことを念頭において段注を確認する。

【小篆】【衿】

【説解句読】交衽也。从衣、金聲。

【段注句読】（按語を適宜段落に分けた。）

釋器曰、衣皆謂之襟。

孫郭皆曰襟、交領也。

鄭風、青青子衿。

毛曰、青衿、青領也。

方言、衿謂之交。

按、衿之字一變爲衿。再變爲襟。

而爾雅之襟、毛傳、方言之衿、皆非許所謂衿也。

爾雅、詩傳、方言、皆自領言之。

深衣、曲袷如矩以應方（十四）。

注、袷、交領也。古者方領。如今小兒衣領。

玉藻、袷二寸。

注、曲領也。

曲禮、天子視不上於袷。

玉藻、侍於君、視帶以及袷。

注皆云、交領也。

袷者、交領之正字。其字从合。

左傳作：从會與从合一也。

交領宜作袷。

而毛詩、爾雅、方言作衿。

殆以衿袷爲古今字與。

若許云袷交衿也、此則謂掩裳際之衿。

當前幅後幅相交之處。

故曰交衿。

袷、本衿之稱。因以爲正幅之稱。

正幅統於領。因以爲領之稱。

此其推移之漸、許必原其本義爲言。

凡金聲今聲之字、皆有禁制之義。

禁制於領與禁制前後之不相屬、不妨同用一字。

【段注訓讀】

「釋器」に曰く、「衣は皆な之を襟と謂ふ」。

孫、郭、皆な曰く、「襟は交領なり」。

「鄭風」に、「青青たる子が衿」とあり。

毛曰く、「青衿は青領なり」。

「方言」に、「衿は之を交と謂ふ」とあり。

按ずるに、「衿」の字は、一たび變じて「衿」と爲り、

再び變じて「襟」と爲る。

而らば『爾雅』の「襟」、「毛傳」、「方言」の「衿」は、

皆な許の所謂「衿」に非ざるなり。

『爾雅』、「詩傳」、「方言」は、皆な「領」自り之を言ふ。

「深衣」に、「曲袷は矩の如くにして以て方に應ず。」

とあり。

注に、「袷は交領なり。」

古は方領。今の小兒の衣領の如し。」

とあり。

「玉藻」に、「袷二寸。」とあり。

注に、「曲領なり。」とあり。

「曲禮」に、「天子、視るに袷より上にせず。」とあり。

「玉藻」に、「君に待すに、帶より以て袷に及ぶを視る。」

とあり。

注は、皆な「交領なり。」と云ふ。

「袷」は、「交領」の正字なり。其の字は「合」に従ふ。

『左傳』は「袷」に作る。

「會」に従ふと「合」に従ふとは一なり。

「交領」は宜しく「袷」に作るべし。

而るに『毛詩』、『爾雅』、『方言』は「衿」に作る。

殆ど「衿」、「袷」を以て古今字と爲すか。

許の「袷は交衽なり」と云ふが若きは、

此れ則ち裳を掩おほふ際まわの「衽」を謂ひ、

前幅、後幅の相ひ交はる處に當る。

故に、「交衽」と曰ふ。

「袷」は、本と「衽」の僞なり。

因りて以て「正幅」の僞と爲す。

「正幅」は、「領」に於いて続く。

因りて以て「領」の僞と爲す。

此れ、其の推移の漸ゆるやかなるも、

許、必ず其の本義を原たつねて言を爲す。

凡そ金聲、今聲の字は、皆な「禁制」の義有り。

「領」に於いて「禁制する」と、

「前後の相ひ屬つならざる」を「禁制する」とは、同じく一字を用いるを妨げず。

#### 【段注訳】

『爾雅』「釋器」に「上衣は皆な『襟』と言う。」とある。

孫炎も郭璞も、ふたりとも、

「『襟』は『交領』である。」と言っている。

『毛詩』「鄭風」「青衿」に「青青たる子が衿。」とある。

「毛傳」は『青衿』は『青領』である。」と言っている。

『方言』には『衿』を『交』と言う。」とある。

思うに、「袷」字はまず「衿」字に変わり、

それから「襟」字に変わったのではないか。

だから、『爾雅』の「襟」、「毛傳」、『方言』の「衿」は、

両方とも、許慎が説解で説いている「袷」とは

異なるものである。

『爾雅』、「毛傳」、「方言』は、いずれも

「領（えり）」の側から見て言っている。

『禮記』「深衣」に、「曲袷は指矩さしがねの如く方形に合わせる。」

とある。

鄭玄は、「袷は交領である。古は方領。

今の子供の上着の衣領に似ている。」

と言っている。

『禮記』「玉藻」に、「袷二寸。」とある。

鄭玄は、「曲領なり。」と言っている。

『禮記』「曲禮」に、

「天子の前では視線を袷より上に上げない。」とある。

『禮記』「玉藻」に、

「君に伺候するときは視線を帯から袷の間に留める。」

とある。

鄭玄は、どちらにも「交領なり」と注している。

「袷」は、「交領」を表す正しい書記文字である。

この文字は「合」を義符とする。

『左傳』では、「袷」に作っている。

「會」を義符とするのと、「合」を義符とするのとは、意味の上で一義である。

「交領」は、本来「袷」とすべきである。

しかし、『毛詩』、『爾雅』、『方言』は「衿」としている。

これは、「衿」と「袷」は古今字で、概ね「衿」を今字、

「袷」を古字とみなしているということであろうか。

許慎が説解で「衿は交衽である」と言う場合、それは、

裳の両脇の、前幅と後幅が縫い合わされる端の部分、

すなわち「衽（おくみ）」のことを言っており、

裳の前幅と後幅が両脇で交わるところなのである。

だから、「交衽」と言うのである。

「衿」は、もともとは「衽（おくみ）」の呼称であった。

そこから「正幅」の呼称になった。

「正幅」は、「領」のところで交あわさる。

そこから「領（えり）」の呼称になった。

このような、事物と名称とそれを表す文字の変化という現象は、徐々に進むものである。

しかし、許慎は、必ず本義に遡って説解をなしている。

総じて、音符に「金聲」「今聲」を持つ文字は、

共通して「禁制」の義を持っている。

「衣」の「領（えり）」において襟を合わせて外から入り込む冷気を防ぐ（＝禁制する）というのと、「裳」の「衽（おくみ）」が前後に繋がっていないところを合わせて連属させる（＝禁制する）というのとは、「禁制する」という義が相通じているので、同じ文字を用いても差し支えない。

右記の段注で重要なのは、「凡金聲今聲之字、皆有禁制之義。」の部分、すなわち、「金」を音符とする文字、「今」を音符とする文字は、いずれも「禁」と音が相通じ、「禁制」の義を共有するという考えである。これは、音と義とが必然性をもって関係し合っているという説明原理である。『釋名』「釋衣服」に、「襟、禁也。交於前、所以禁禦風寒也。」（襟は禁なり。前に交はせ、風寒を禁禦する所以なればなり。）と言っている。『釋名』は周知の通り音訓によって語義を説明するものであり、すでに「襟」を「禁」によって意味づけしている。段玉裁はこれを承けて「金」「今」の音にはもともと「禁制」の義が含まれていると言っているとも考えられる。さらに、『釋名』「釋天」に五行の金を説明して、「金、禁也。其氣剛嚴能禁制也。」（金は禁なり。其の氣、剛嚴にして能く禁制すればなり。）とあり、段注の「禁制」の語は「釋

天」より取った可能性がある。

なお、段玉裁は、注の最後に、『毛詩』「青青子衿」を『漢石經』では「青青子衿」に作っていると付け加えている（十五）。

また、『禮記』「玉藻」に「衽當旁。」（衽は旁らに當る。）とあるのだが、その鄭注に「衽謂裳幅所交裂者也。」（衽は裳幅の交裂するところのものを謂ふなり。）とある。

「衽」と「衿」の説解を見ると、【衽】、衿衣也。、【衿】、交衽也。とあり、「衽」と「衿」とは一種の轉注と考えることができる。「衽」の注で段玉裁は「玉藻」の鄭注を引き、「衽」は裳の兩旁で、これを縫い合わせて裳の前後を合わせると言っている。段注の結論は、結果として「衽」と「衿」とは同義であるということになる。しかし、「衿」の注ではなぜか轉注を言わず、「衿」、「襟」、「衿」の三字と「禁」との同音義通のみを言っている。

しかしながら、「衿」の段注と「衽」の段注を併せ読めば、「衿衿」が轉注に関わりのある四字を用いているのではないかという仮説を否定するものではない。

「衿衿」において、「襟／衿」を用いず「衿」とした理由については、轉注が関係していると直截に結論することはできないが、小篆が『說文』に有るか無いかという原則論のほかに、「襟／衿」字と「衿」字が音「禁」

によって「禁制」の義で繋がっているという、音義説の思考様式に裏打ちされていることが明らかになった。

## 五 「陋」字・「隘」字について

「匈衿陋隘」の「陋」字は、段玉裁の本意を写した文字ではないのではないかと考える。なぜなら、段注に「陋」は俗字とあり、段注の原則から推して俗字を注に用いるとは考えにくいことが理由に挙げられる。第二の仮説として、この文字は「陋」ではなく「陋」であったのではないかと考える。つまり、「きようきんきようあい」ではなく「きようきんろうあい」であった可能性を、本節と次節で検討する。同時に「轉注」を実例をもって示したという仮説についても検討する。

まず、「陝」字についての説解と、「陋」は俗字であるとする段注を確認する。

【小篆】【陝】

【説解句読】隘也。从阜、夾聲。

【段注句読】侯來切。八部。俗作陋、峽、狹。

【段注訓読】

侯來の切。八部。俗に「陋」、「峽」、「狹」に作る。

【段注訳】

侯來の切。八部。「陋」、「峽」、「狹」は俗字である。

ここで見るべきは、「陋」も「狹」も俗字だと言っている点である。段注は必ず小篆に基づく。もし「きようきんきようあい」と言おうとしたならば、「匈衿陝隘」としたはずである。「陝」が正字ならば、字形に着目すると、「陋」は「陋」の譌字の可能性が出て来る。段玉裁の手を離れた後に字形の相似によって譌ったと仮定するならば、「陝」を「陋」と混同したと考えるよりも、本来「陋」であったものを譌って「陋」に作ってしまったと考える方が蓋然性が高い。つまり、段玉裁は「匈衿陋隘（きようきんろうあい）」とした可能性がある、ということである。その理由として、「陋」についての段注を見てみたい。

【小篆】【陋】

【説解】陋陝也。从阜、囟聲。

【段注句読】

陋者塞也。

陝者隘也。

囟部曰、隘者陋也。

然則陋與隘爲轉注。

隄陝者、如邊塞狹隘（十六）也。故从自（十七）。

（※論者注…「狹」は「陝」に作るべきである。）

引申爲凡鄙小之稱。

賈子曰、反雅爲陋（十八）。

淮南注曰、陋、鄙小也（十九）。

【段注訓読】

隄は塞なり。

陝は隘なり。

隄部に曰く、「隘は陋なり」。

然らば則ち「陋」と「隘」とは轉注爲り。

「隄陝」は、邊塞の「狹隘」たるが如きなり。

故に自に从ふ。

引申して、凡そ鄙小の稱と爲す。

賈子に曰く、「雅に反するを陋と爲す」。

淮南注に曰く、「陋は鄙小なり」。

【段注訳】

「隄」は「塞」である。

「陝」は「隘」である。

隄部には『隘』は『陋』である。」とある。

そうであれば、「陋」と「隘」とは轉注である。

「隄陝」は、辺境の要塞が「狹隘」だと言うのに等しい。

だから、「隄」「陝」「隘」は「自」を義符とするのだ。

「陋」は、引申義として、一般に鄙せまく小さいことを表す。

賈誼は、「雅の反対は陋である。」と言っている。

『淮南子』高誘注は、「陋は鄙小なり。」と言っている。

この段注から、「陋」と「隘」とが轉注であることがわかる。説解と段注を交えて図式化すると次の様になる。

「陋」 || 「隄陝」

「陝」 || 「隘」

「隘」 || 「陋」

「陋」から「隄」へ、「隄」から「陝」へ、「陝」から「隘」

へ、再び「陋」に戻って、これら四字が循環して、反切

系聯法のように、恰も轉注のような関係になっているこ

とをあぶり出している。

この四字の関係について段玉裁が言及しているのが、

次の「隘」字の注である。

【小篆】【關】

【説解句読】陋也①。从隄苳聲②。苳、籀文隘字③。

隄、篆文隄。从自益④。

## 【段注句読】

① 冂部曰、陋者隄陝也。

隄者塞也。

陝者隘也（二一）。

然則四字相爲轉注。

② 烏懈切。十六部。

按此舉形聲包會意。如人之咽喉也（二二）。

③ 此、見口部隘下（二二）。

各本譌作隘（二三）。今正。

④ 篆各本作籀。今正。

籀、籀文也。

隘、小篆也。

先籀而後篆者、爲其字之从冂自也（二四）。

## 【段注訓読】

① 冂部に曰く、「陋は隄陝なり」。

「隄は塞なり」。

「陝は隘なり」。

然らば則ち四字は相ひ轉注爲り。

② 烏懈の切。十六部。

按ずるに、此れ形聲を擧げて會意を包む。

人の「咽」「喉」の如きなり。

③ 此れ口部の「隘」の下に見ゆ。

各本譌りて「隘」に作る。今、正す。

④ 「篆」は各本「籀」に作る。今、正す。

「籀」は籀文なり。

「隘」は小篆なり。

籀を先にして篆を後にするものは、其の字の冂自に从へばなり。

## 【段注訳】

① 冂部に、「『陋』は『隄陝』である」。

『隄』は『塞』である」。

『陝』は『隘』である」とある。

そうであれば、四字は互いに轉注の關係にある。

② 烏懈の切。十六部。

考えるに、この文字は、許慎は形聲としているが、同時に會意を含んでいる。人間の「のど」を表す「咽」や「喉」が形聲かつ會意であるのと同じである。

③ 「苒籀文隘字」の五字は口部の「隘」の下に見える。諸本では「隘」字を譌って「隘」字に作っているので、今、正す。

④ 「篆」は各版本「籀」に作っているもので、今、正す。

「籀」は籀文であり、「隘」が篆文である。

ここで、見出字として籀文を先に出し、説解中で篆文



を後に載せているのは、この文字が二つの「𠂔」を義符としていているからである。

前述したように、段注は、関係する説解を随所から「引用」しているため、相互に参照する必要がある。

ここで言う「四字相爲轉注」を模式化すると「A || B || C || D || A」という形になり、ふたつ以上の小篆と説解の組み合わせに、相互に同一性を見出し関連づける方法によって示すことができるものである。先に図式化したように、段玉裁は「二字轉注」以外にも、「三字轉注」、「四字轉注」に言及している。

ここまでで、「𠂔𠂔𠂔𠂔」の後半の二字（今の段階では、「𠂔」字は「𠂔」と作るべき、としておく）は、それ自体が轉注であり、「四字轉注」という概念を実体化していることが明らかになった。

## 六「𠂔」が「𠂔」の譌字である可能性について

「𠂔」字は見出字にはなく、𠂔部に「𠂔」、隘也。从𠂔、夾聲。」（𠂔（𠂔）は隘なり。𠂔に从𠂔、夾の聲。）とあり、段注に「俗作𠂔、𠂔、狹。」（俗に「𠂔」、「𠂔」、「狹」に作る。）とある。このような注を付けながら、

当の本人が俗字の「𠂔」を用いたとは考え難い。推測に過ぎないが、「𠂔」とすべきところを某が誤って「𠂔」に作った可能性が残る。なぜなら、「𠂔」字でなければ第五節の「四字轉注」の議論が成立しないからである。

𠂔部に「𠂔（𠂔）」、𠂔𠂔也。」とあり、段注に「𠂔者塞也。𠂔者隘也。𠂔部曰隘者𠂔也。然則𠂔與隘爲轉注。𠂔𠂔者如邊塞狹隘也。」（𠂔は塞なり。𠂔は隘なり。𠂔部に曰く隘は𠂔なり。然らば則ち𠂔と隘とは轉注爲り。𠂔𠂔は、邊塞狹隘たりの如きなり。）とあり（※論者注：「狹隘」ではなく「狹隘」とすべきである）、「𠂔」と「隘」とは轉注であるとしている。これに第五節の「四字轉注」を重ね合わせると、轉注関係になっている四字とは、「𠂔」「𠂔」、「𠂔」、「隘」であるから、「𠂔」字が入り込む余地はない。むしろ、「𠂔」は「𠂔」の俗字であるから、積極的に排除されるべきである。

すると、段注にあった「𠂔𠂔X隘」のXは、「𠂔」か「𠂔」ということになる。もし、「キョウ」という字音を優先させるならば「𠂔」ということになるが、字形を優先させ、なおかつ「四字轉注」を成立させるといふことならば「𠂔」とするほうが妥当といえる。

ここまでの四字についての議論を要約すると、一文字目の「𠂔」は、「𠂔」と「二字轉注」であると段玉裁が

断じている文字、二文字目の「衿」は、「禁」という音を媒介として「数字一義」（「衿」「襟」の三字が「えり」という一義）となった文字（「有轉注而百字可一義也」と一致する）、三文字目と四文字目の「陋隘」は、段玉裁が注で「四字轉注」であると断じている四字のうちの一文字である。

以上から、段玉裁が宋代以降の六書を論ずる者の蒙昧を皮肉るのに、あえて「衿衿陋隘」の四字句を用いることにより、轉注の何たるかを示した、との結論に至った。本論を始めるにあたって、梁の武帝に四聲を説く際に周捨が「天子聖哲」と答えた逸話を髣髴とさせると述べた所以である。

## おわりに

以上、本稿では、今見る段注の「衿衿陋隘」が「衿衿陋隘」であった可能性を検討し、この四字から垣間見える段玉裁の意の用い方と注釈の思考様式の一端を見てきた。本論では、「衿衿陋隘」改め「衿衿陋隘」に隠された意味を探るため、関連する文字群の注釈を縦横に拾い、相互の関連性を考察した。ここで得られた結論は、論者の妄想かも知れず、甚だ心許ないのではあるが、段注に

訳注を施す作業を通して見てきたその注釈のあり方を考えるとき、この四字には隠された裏の意味があるという仮説は捨てがたく、それを立証しようとして四苦八苦している論者の姿が、不思議なことに『説文解字』に注をつけている段玉裁の愉悦と困難に重なって見える、と言つては僭越であろうか。

## 【注】

(一) 本稿で使用した版本に限らず、經韵樓藏版の影印本、重印本には、等しく特定の篇において字形について問題がある。すなわち、段玉裁の用字の原則から逸脱した字体が相当数見られるという問題である。本稿に関係するところでは、「段借」とすべきところを「假借」、「履」とすべきところを「履」、「陋【陋】」(旁の「丙」を除いた部分は「匚」とすべきところを「陋」(旁の「丙」を除いた部分を「匚」に作っている)とするなど、各篇の校字をした者の問題か、刷り上がるまでのどこかの段階で起きた譌りか、現時点では俄に特定し難い。特に本稿の論旨と関係するところでは、「匚」と「匚」とは全くの別字であるにも関わらず混同されている。説解では、「匚」は「俛有所夾臧也。从匚上有一覆之。」(衾 俛の夾 臧 ところ有るなり。匚の上に一有りて之を覆ふに从ふ。)と言い、「匚」は「受物之器。象形。」(物を受くるの器なり。象形なり。)と言っている。この「匚」と「匚」の二字は、形の違いは微妙といえどもその義の違いは大きい。本稿では原則として、基づいた版本の字形を尊重するが、明らかに段玉裁の意図に反していると思われる字形については断り書きとともに改めている。また、本文で、「轉注」、

「段借」、固有名詞など、一部正字を用いたところがある。

(二)「指事」の「指」は便宜上「扌」の字体を用いた。段玉裁の用字に従えば、偏は「扌」、旁は「言」とすべきところである。理由については、拙稿『説文解字』「許紱段注」訳注の試み(六)、『饗齋』第二十七号、二〇一九年)を参照されたい。

(三) 日本語訳は左記の通り(適宜段落分けをした)。

『周禮』に次のようにある。「保氏は國子に六藝を教える。六藝の第五は六書である」。『周禮』で言う國子とは、公卿、大夫の子弟である。師氏は公卿、大夫の子弟を教育し、保氏は彼らを養育する。王の太子も教育、養育に関しては彼ら子弟と同列である。

六書は、字形、字音、字義の全てがひとつに合流するところである。(六書には)指事、象形、形聲、會意があり、字形はこの四者に尽くされている。文字にはそれぞれ音があり、字音はこの四者に尽くされている。(六書には)轉注と段借があり、字義はこの二者に尽くされている。異字同義を轉注と言ひ、異義同字を段借と言ふ。轉注という文字の用法があるからこそ、百字が一つの意味を表すことが可能になる。段借という文字の用法があるからこそ、一字が幾つもの意味を表すことが可能になる。

字形、字音の書、例えば大史籀が『大篆』十五篇を著した類いは、字形、字音の書のさきがけと言つてほばよからう。字義の書、例えば『爾雅』は、字義の書の最たるものである。

北宋より後、六書を論ずる者は、知識が狭く乏しいため、轉注と段借は訓詁を網羅した用字法の完備したものであることを理解しておらず、六書は倉頡の用いた造字六法であるとみなして、轉注も造字六法のひとつだという考えの上に立っているため、彼らの(轉注に関する)説はほとんどの外的で筋が通っていない。

戴震先生は、「指事、象形、形聲、會意の四者は文字の骨格(造り方)であり、轉注、段借の二者は文字の用法(用い方)である」と言われた。もし文字を創造した聖人が再来したならば、戴震先生の瑕疵のないこの言葉を不易の言とするであろう。

(四)『梁書』卷十三「沈約傳」に、「帝問周捨曰、『何謂四聲』。捨曰、『天子聖哲』是也」。然帝竟不遵用。「帝、周捨に問ひて曰く、『何を四聲と謂ふ。』と。捨、曰く、『天子聖哲』是れなり。」と。然れども帝、竟に遵用せず。とある。同様の逸話が『南史』卷五十七「沈約傳」に見られる。多少文字の出入りがあるが、略ぼ同じ。(五)なお、本稿は、拙稿『説文解字』「許紱段注」訳注の試み(六)、『饗齋』第二十七号、二〇一九年)執筆の過程で着想を得た論考である。

(六) 割り注について、本稿では便宜上、相当する説解の下に①②③のように番号を付し、その位置を示す。

(七) 頁部「題」を見ると、説解に「題、額也」とある。説解をもつて説解に義注を付けるのが、段注の常である。「題、額也」の段注には、「釋言、毛傳曰、定、題也。引申爲凡居前之僂。」(「釋言」、「毛傳」に曰く、「定は題なり」。引申して凡そ前に居るの僂と爲す。)とある。ここで「僂」字を用いていることにも留意されたい。人部「僂」字、禾部「稱」字の段注参照。

(八) 段玉裁の用字の原則を鑑みれば、「履」は「履(小篆は【𣣳】)」字を用いるはずであり、「假」は「假(小篆は【𣣳】)」字を用いるはずである。この齟齬は、注(一)で指摘したように、篇数の違いによるものであると考えられる。篇によって文字遣いが異なる最も顕著な例としては「从」字がある。本来「从」と作るべきところを一貫して「從」と作っている篇がある。ちなみに、四部叢刊本の『説

文解字』(大徐本)(上海涵芳樓借日本岩崎氏靜嘉堂藏北宋刊本景印)は全篇通じて「从」字に作っている。一方、同じく四部叢刊本の『說文解字繫傳』(小徐本)(上海涵芳樓借烏程張氏藏述古堂景宋寫本古里瞿氏藏宋刊本合印)は全篇通じて「從」字に作っている。しかし、今、底本としている段注本では、篇によって出入りがある。

「履」について、詳しくは、前出の拙稿『說文解字』「許紱段注」訳注の試み(六)の注(六)を参照されたい。

(九)「段」については、又部に、「段、借也。」とあり、段注に、「人部、假云非眞也。此段云借也。然則凡云假借當作此字。古多借瑕爲段。晉士文伯、名匈、字伯瑕。楚陽匈、鄭駟乞、皆字子瑕。古名字相應、則瑕卽段也。(以下略)」「人部に、「假」は「眞に非ざるなり」と云ふ。此に、「段」は「借なり」と云ふ。然らば則ち凡そ「假借」と云ふは當に此の字に作るべし。古は多く「瑕」を借りて「段」と爲す。晉の士文伯、名は匈、字は伯瑕。楚の陽匈、鄭の駟乞、皆な字は子瑕。古は名と字は相ひ應ずれば、則ち「瑕」は即ち「段」なり。(以下略)とある。

(十)「才(小篆は【𠄎】)」の説解に、「艸木之初也。從一上貫一。將生枝葉也。一、地也。」(艸木の初めなり。「一」上りて「一」を貫くに從ふ。將に枝葉を生じんとするなり。「一」は地なり。)とあり、「一」が地面を表すと云っている。

「屯(小篆は【屯】)」の説解に、「難也。象艸木之初生、屯然而難。从中貫一。一、地也。尾曲、『易』曰、「屯、剛柔始交而難生。」(難きなり。艸木の初めて生ずるに、屯然として難きに象る。「中」「一」を貫くに從ふ。「一」は地なり。尾の曲がれるは、『易』に、「屯は、剛柔始めて交りて生ずること難し」と曰ふ。)とあり、「才」と同じく「一」が地面を表すと云っている。「屯」は「乾」「坤」に

続く卦の名。引用箇所は「屯卦」の「象」。「象」は一卦の義を総括した文言(『周易』「繫辭傳」、韓康伯注「象者言乎象者也。」に依る)。

「非(小篆は【非】)」の説解に、「非菜也。一種而久生者也。故謂之非。象形。在一之上。一、地也。此與耑同意。」(非菜なり。一たび種えれば久しく生ずるものなり。故に之を非と謂ふ。象形なり。「一」の上に在り。「一」は地なり。此れ「耑」と意を同じうす。)とある。(※論者注：説義の「一種而久生者也。故謂之非。」で「故に」と言う理由は、「非」と「久」とが同音であり通義するため。穿った見方をすれば、段玉裁は植物に関係し形の上で「一」が地面を表す文字を選ぶとき、音義が相い通ずる文字を紛れ込ませたと考えられる。)

「才」、「屯」、「非」のいずれも、「耑」と同じく「一」が地面を表すという点で共通している。故に段玉裁は「以才屯非字例之。一、地也」と言っている。

(十一)段注句読①の「物之初見卽其頌也。」の「物」を「植物」と限定的に訳出した理由を説明しておく。段注句読③に「耑」と「才」、「屯」、「非」とを同列の文字と見なす、と言っている。その理由は、各々の文字の部品「一」が、全て「地面」を表しているという形の上での共通点があると同時に、何れも植物の発芽と関係があるという意味上の共通点があるからである。「一」は、例えば「不」のように「天」を表すと解される場合もあれば、「聿」のように文字を書く「牘」を表すと解される場合もあり、會意の中で多様な意味を持つ。前注に示した通り、段玉裁が③で挙げている例は、全て「一」が地面を表す文字である。とりわけ「非」字では、説解に「此與耑同意。」(此れ「耑」と意を同じうす。)とある。「耑」字の説解

に、「上は生ずる形（発芽）に象り」、「下は根を象る」とある。したがって、段注句読①の「物」は、「植物」と解して訳出した。

(十二) 拙稿『説文解字』「許敘段注」訳注の試み(一)～(六)「**饗**」二十二号～二十七号、二〇一四年～二〇一九年を参照されたい。

(十三) 『毛詩』「魯頌」「閟宮」に、「戎狄是膺、荆舒是懲、則莫我敢承。」(戎狄は是れ膺り、荆舒は是れ懲め、則ち我を敢て承むること莫し。)とあり、「毛傳」に「膺、當。承、止也。」(膺は當。承は止なり。)とある。「鄭箋」には「懲、艾也。僖公與齊公舉義兵、北當戎與狄、南艾荆及羣舒。天下無敢禦也。」(懲は艾なり。僖公と齊公とは義兵を挙げ、北に戎と狄とに當り、南に荆及び羣舒を艾む。天下に敢て禦ぐもの無きなり。)とあり、「毛傳」を承けて「膺」を「當」と換言している。

『爾雅』「釋詁」には「昌敵彊應丁、當也。」とのみあり、「膺、當也」とは言っていない。この齟齬については、清、焦循『孟子正義』(中華書局、新編諸子集成、一九八七年)に詳しい。いま、要点を記す。『孟子』「滕文公章句上」に、「魯頌曰、『戎狄是膺、荆舒是禦』。周公方且膺之、子是之學、亦爲不善變矣。」(魯頌に曰く、「戎狄、是れ膺ち、荆舒、是れ禦む。」と。周公、方に且に之を膺たんとす。子、是れ之を學ぶ。亦た不善の變ずるところと爲る。)とある(「膺」を「擊」と訓じたのは趙岐注に依る)。

焦循は、「釋詁」には「膺、當也」という訓詁はなく、「應、當也」とのみ言っている一方、「毛傳」では「膺、當也」と言っているのは、「毛傳」では「讀膺爲應」(「膺」を讀みて「應」と爲す)、すなわち「膺」を「應」に置き換えて讀んだため、「以當訓之」(「當」を以て之を訓ず)、すなわち「當」を「膺」の訓にあてた(「膺」

「應」、「應」||「當」、故に「膺」||「當」と訓じた)からだ、と説明している。

ちなみに、『史記』「建元以來侯者年表」では「戎狄是應、荆荼是徵」(戎狄、是れ應り、荆荼、是れ徵す)と作っている。

(十四) 『禮記』「深衣」、「玉藻」、「曲禮」の引用にある衣服の名称については、富山房、大正二年刊、漢文大系本『禮記』所収の、清、『欽定禮記義疏』附録『禮記圖』五巻を参考にした。

(十五) この注は、おそらく王應麟の『詩攷』に依っている。清、張海鵬輯『學津討原』所収の『詩攷』第三十三葉裏第二行に、「子衿 子衿石經」とある。段玉裁は他の箇所でも王應麟を念頭に置いた、あるいは王應麟を参照したと思われる注を付していることから、『漢石經』についての言及は、王應麟の『詩攷』を取っている可能性が高い。

(十六) 「邊」の説義は「行垂崖也」(垂崖を行くなり)、「塞」の説義は「隔也」(隔つなり)とある。「邊塞」の用例として、『禮記』「月令」に、「孟冬之月、(中略)、備邊竟、完要塞、(後略)」(孟冬の月、(中略)、邊竟を備へ、要塞を完くし、(後略)」とある。「隄陝」は、辺境要塞を「陝隘」にする、ということと同義であるとされている。そのところは、いずれも頂上の平らかな山(「隄」)を狭くして防衛するという意味を持ち「隄」を義符とする、ということである。

(十七) 自部に、「**陸**」大陸也。山無石者。象形。「**陸**」は、大なるたかくたかいかなち陸なり。山に石無きものなり。象形なり。)とある。この部首に属する文字は全て險阻で陝隘であることを共通の義とする。

(十八) 『賈誼新書』「道術」に、「請問品善之體如何。對曰、(中略)

辭令就得謂之雅。反雅爲陋。」(問はんことを請ふ。品善の體は如何。對へて曰く、(中略)辭令就得、之を雅と謂ふ。雅に反するを陋と爲す。)とある。

(十九)『淮南子』「脩務」に、「今使人生於鄙陋之國、長於窮・漏室之下(後略)」(今、人をして鄙陋の國に生ぜしめ、窮・漏室の下に長ぜしむれば、(後略)とあり、高誘の注に「辟、遠。陋、鄙小也。」(辟は遠、陋は鄙小なり。)とある。

(二十) 既に見た通り、自部に「**陋**」(陋陝也。)とある。同じく自部に「**𦉳**」(塞也。)とあり、「**𦉳**」(隘也。)とある。

(二十一)『説文』に、「**咽**」(噎也。从口、因聲。)とある。その段注に、「咽者因也。言食因於是以上下也。」(『咽』は『因』なり。言食、因りて、是に於いて、以て上下するなり。)とある。段注で「A者B也」と言うときは音訓を表す。「咽」をなぜ「咽」というかというのと、この器官に「因つて」言葉が発したり食べ物を飲み下したりするからこのように言うのである。この注により、段玉裁は「咽」を形聲かつ會意と解していたことがわかる。また、「言食」というのは、口部の説解、「**𦉳**」(人所言言食也。象形。)(人の言ひ食ふ所ゆゑんなり。象形なり。)に「言食」とあるのに依る。

「喉」については、見るべき注はない。

しかし、「**噲**」を見ると、説解に「**噲**」(咽也。从口、會聲。)とあり、注に、「噲者會也。聲氣所會也。」(『噲』は『會』なり。聲氣の會するところなり。)とある。「咽」と同様、これもまた音訓である。「**噲**」をなぜ「**噲**」というかというのと、音声や呼吸がこの器官に会合するからこのように言うのである。この注により、段玉裁は「**噲**」を形聲かつ會意と解していたことがわかる。

また、「**噍**」字の段注には、「噍者扼也。扼要之處也。咽噍雙聲。」

(噍は扼なり。扼要之處なり。「咽」「**噍**」は雙聲なり。)とあり、「又按、凡言項領頸亢胡者、自外言之。言嚙喉噲呑咽噍者、自内言之。故皆从口。自口而入也。」(又た按ずるに、凡そ「項、領、頸、亢、胡(くび)」と言ふものは、外自り之を言ふ。「嚙、喉、噲、呑、咽、噍(のど)」と言ふものは、内自り之を言ふ。故に皆な「口」に从ふ。口自りして入るればなり。)とある。「**匈**」と「**膺**」の説明と同様に、身体の外側から、内側からの視点の違いによるという説明原理を用いている点に注目したい。

「**陋**」、「**隘**」が狭いことを表すように、「**咽**」、「**噲**」も食べ物や言葉や呼吸が通る狭いところという意味を表す。したがって、「**匈**」(衿陋隘)を一字ずつたどっていく過程で、「**咽**」や「**喉**」に言及した段注を経由することになったのは必然とも言える。このように見ると、「**隘**」(𦉳)と「**噍**」とが同じ音符を持ち、狭い通り道を含意していることに思い至る。「**𦉳**」が声門を髻鬚とさせ、体内で狭まっていて言食呼吸の通り道になっている声門と、山の上にあつて陝隘な通り道となっている邊塞とが重なって見えてくる不思議な感覚に捉えられる。段玉裁の用意だったのか、段玉裁の文字に対する潜在意識のなせる業だったのか、単なる偶然だったのか、確たる証拠はないが、ある概念(例えば「せまい」)が、異なる範疇(例えば地形と人体)の共通項に対する連想を呼び起こす、このような「仕掛け」が段注にはあると思う。

(二十二)「此」とは「**𦉳**」(籀文噍字)の五字を言う(※論者注:「**𦉳**」は、「**𦉳**」の部首「**𦉳**」を除いた部分。今、この字体で代用する)。「**𦉳**」(𦉳)は形聲であり、義符が「**𦉳**」をふたつ重ねた「**𦉳**」で、その音符が「**口**」を義符とする「**口**」部の『**噍**』字の籀文」であるという交錯した説解になっているため、あえてこのような断り書

きをしている。口部に、

【噓】咽也。从口、益聲。

葇、籀文噓字。上象口、下象頸脈理也。

（『噓』は『咽』なり。口に从ひ、益の聲。）

（『葇』は籀文の『噓』字なり。上は口を象り、下は頸の脈理を象るなり。）

とある。【關】の説解に「葇、籀文噓字」とあるのは、【關】字の音符「葇」が、口部にある「噓」の籀文であることを言っている。

その説形の文言が口部の説解と同じであることを注記しているのである。

（二十三）今、籀文の「𪔐」字（篆文は「隘」）の義符が「𪔐」、音符が「葇」と言った後、この音符の「葇」は籀文の「噓」である、とすべきところを、（「𪔐」字の篆文が「隘」であるために引さずられて）誤って「葇、籀文隘字」としている版本があり、それを正す、と言っていると思われる。しかし、管見の限りでは「隘」と誤っているものは見つけられなかった。

（二十四）『説文』は、見出字は原則として篆文である。ただし、籀文を見出字にして篆文を後にすることがある。このように原則と異なる場合、段玉裁は必ず何らかの説明をしている。ここでは、篆文では「隘」という文字ではあるが、部首としては自部にはなく𪔐部に入っているため、「𪔐」を義符とする籀文の方を見出字として立てた、と説明している。

